

[明石市労働組合連合会への回答]

定年の段階的引上げに向けた要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答します。

- 1 定年延長者数に関わらず組織の活性化を維持するため、2024年4月の新規採用を行うこととあわせて、引き続き新規採用者を計画的に募集すること。
- 2 再任用職員の取扱いについて、定年延長と同様に退職時の級格付けで取り扱うこと。
- 3 役職定年制度の導入にあたっては、対象を課長級以上とし、配置先としての補職名の新設などの整理をすること。
- 4 高齢者部分休業制度を必ず条例化するとともに、職場環境の整備を行うこと。
- 5 誰もが65歳まで働き続けられるように、職務内容、職場環境の改善に向け、継続して労使協議を行うこと。

新規採用については、2023年度からの定年年齢の段階的な引上げに伴い、2年に1度、定年退職者が発生しない年がありますが、市民サービスの維持向上の観点から必要性を精査しながら、年次的・計画的に行っていく考えです。

また、役職定年制度については、国の取扱いに準じ、管理職を対象に導入するとともに、高齢者部分休業制度についても、定年年齢の段階的な引上げと合わせて導入する予定です。

そのほか、再任用職員の勤務条件や定年年齢の引上げとなる職員の配置先等については、現在、国及び他都市の動向を踏まえながら、具体的な取扱いを検討しているところであり、今後も引き続き、制度の導入に向けて、協議すべき事項は、協議していく考えです。